主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人勅使河原直三郎上告趣意について。

原審公判調書によれば、原審においてA、B、Cの三名は証人として申請せられ ているが、D、Eの二名については所論とは異り証人申請は行われていない。又B に対する訊問事項は、屍体に文身があつたか否か、若しあつたとすれば文身のあつ た部分その図柄、模様等の詳細如何というにあつた。A、Cの二名に対する訊問事 項は、全然記録中にないから知る由もない。しかし、記録中に綴られている弁論要 旨と題する書面には、「所謂ナラズ者ニシテ全身ニ文身アリ遅カレ早カレ畳ノ上ニ テハ死ネヌ人物ナリ。遺骸ヲ引取ル親戚等ナク親分Aガ之ヲ引取リタル次第ナリ」 とあるから、Aに対しては恐らくこの点を訊問事項として申請したものであろうと 思われる。そこで、憲法上裁判所は、当事者から申請のあつた証人は総て取調べな ければならないかどうか、という問題について考えてみよう。まず事案に関係のな いと認められる証人を調べることが不必要であるは勿論、事案に関係あるとしても 其間おのずから軽重、親疎、濃淡、遠近、直接関接の差は存するのであるから、健 全な合理性に反しない限り裁判所は一般に自由裁量の範囲で適当に証人申請の取捨 選択をすることができると言わねばならぬ。所論の憲法第三七条第二項に、「刑事 被告人は、公費で自己のために強制手続により証人を求める権利を有する」という のは、裁判所がその必要を認めて訊問を許可した証人について規定しているものと 解すべきである。この規定を根拠として、裁判所は被告人側の申請にかかる証人の 総てを取調ぶべきだとする論旨には到底賛同することができない。本件の筋は比較 的に簡明で、犯行は極めて歴然としており、既に第一審では兇行現場の検証が行わ れ、本件に最も重要な証人二名は訊問せられており、事件の全貌は被告人の供述と

相まつて原裁判所に明瞭に印象づけられ、殊に第一審判決が殺人罪を認定したにかかわらず原審は傷害致死罪を認定している点から推理すれば、原裁判所は当時既に事案に対する自由心証を形成することができていたから、前述のような文身の有無や遺骸の引取等についての証人申請は事案に必要なきものとして却下したものと考えることができる。又論旨の刑訴第一三五条は訓示規定であつて、たとえこの規定に違反したとしても原判決を違法ならしめ上告を理由あらしめるものではない。しかのみならず原審の態度は前記のとおりであつてむしろ親切であつた位で毫も不親切と認むべき節は存在しない。されば、論旨は何れも理由がない。

よつて裁判所法第一〇条第一号、刑訴第四四六条に従い主文のとおり判決する。 この判決は裁判官全員の一致した意見であつて、真野裁判官の起草したものである。

検察官 下秀雄関与

昭和二三年六月一四日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	Ξ		淵	忠		彦
裁判官	長	谷	Ш	太	_	郎
裁判官	沢		田	竹	治	郎
裁判官	霜		Щ	精		_
裁判官	井		上			登
裁判官	真		野			毅
裁判官	庄		野	理		_
裁判官	小		谷	勝		重
裁判官	島					保
裁判官	斎		藤	悠		輔

裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	河	村	又	介